

京都府介護員養成研修に関する要綱

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、介護員養成研修について、介護員養成研修事業者の指定の基準その他の必要な事項を定め、もって介護員養成研修の適正な実施及び介護保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

2 介護員養成研修については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、法、政令及び介護保険法施行規則（以下「法令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 介護員養成研修事業者

(事業者の責務)

第3条 介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）は、法令、この要綱、関係法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）が適正に行われるよう相当の注意及び監督を尽くさなければならない。

2 事業者は、当該研修事業に関し、その事業者の名称以外の名称を標榜してはならない。ただし、当該事業者の名称の全部又は一部の文字を用いた名称で、当該事業者が行う研修事業である旨が容易に判別できるものについては、この限りでない。

(事業者の指定)

第4条 政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法令及びこの要綱の規定による指定等の申請又は届出の際知事に提出された書類については、その内容に変更がなく、かつ、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合

には、使用する権原) を証する書類

- (4) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (5) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (6) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (7) 役員（理事、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し理事、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。）の住民票の写し及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
- (8) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- (9) 申請者に第9条第8号才に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (10) 事業者及びその役員が事業を実施するに当たり遵守すべき事項を誓約する書面（様式第1号－2）並びにその印鑑登録証明書
- (11) 第14条ただし書に規定する場合にあっては、同条に規定する受託者についての前各号に規定する書類並びに委託に係る契約書

3 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者にあっては、当該各号に定める書類の添付を要しない。

- (1) 地方公共団体又は国（地方公共団体又は国の出資又は拠出に係る法人を含む。）前項第4号から第10号までに掲げる書類
- (2) 社会福祉法人、医療法人及び学校法人 前項第5号から第9号までに掲げる書類
- (3) 株式会社（その株式を公開しているものに限る。） 前項第7号から第9号までに掲げる書類及び同項第10号に掲げる書類（役員に係るものに限る。）

4 第1項の規定にかかわらず、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修のうちいずれか一方の事業者として指定を受けている者が、他方の研修の事業者として指定を受けようとする場合において、第10条第1項の変更の届出（指定申請時に知事に提出した第2項各号に掲げる書類の内容の変更のうち研修課程に係るものに限る。）を行ったときは、他方の研修の事業者として第1項の指定を受けたものと見なす。

（申請に対する審査、応答）

第5条 知事は、前条の規定による申請が、同条第1項に規定する申請書の記載事項に不備

がないこと、同条第2項各号に掲げる書類が添付されていることその他の申請の形式上の要件に適合しないときは、補正を求めることなく、当該申請により求められた指定を拒否する旨の処分を行うものとする。ただし、明白な誤字、脱字その他の軽微な不備については、補正を求め、又は職権で補正することができる。

(標準処理期間)

第6条 第4条の規定による申請（適法なものに限る。）が知事に到達してから当該申請に対する指定又は指定を拒否する旨の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

2 前項の期間には、申請の処理の中途で、第4条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が申請内容を変更するために要する期間及び審査のために必要な添付書類を追加することとなった場合に要する期間は、含まれない。

(研修の受講の募集等)

第7条 政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定を受けようとする者は、当該指定を受けた後でなければ、その行おうとする研修を受講しようとする者を募集し、及び受講の申込み（申込みの予約を含む。）を受けてはならない。

(申請者に対する指示等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、申請者若しくはその役員若しくはその従業者であった者（以下この項において「役員であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を指示し、申請者若しくはその役員若しくはその従業者若しくは役員であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは申請に係る事業所その他の関係場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、関係行政機関若しくは関係地方公共団体に対し照会し、又はその他の関係者に対し、指定に関し必要な報告を求めることができる。

(指定の審査基準)

第9条 政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定は、申請者が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 第4条第3項各号に掲げる者以外の者にあっては、継続して2年以上の期間、介護保険法の規定による指定又は許可を受けていること。

- (3) 事業者が、その研修事業を行うことができなくなった場合（当該事業者に係る政令第3条第1項第1号ロの指定を取り消された場合を含む。）において、市町村又は他の事業者が代わって当該研修事業の全部又は一部の実施その他の必要な措置を講ずることが確実であると認められること。
- (4) 府内に独立して事業所を設置し、当該研修事業に係る研修の実施場所、研修に従事する講師等の確保、受講生の募集その他事業の実施に必要な業務が行われているものと認められること。
- (5) 研修事業を適正、かつ、継続して円滑に行うに足りる知識経験及び経理的基礎を有する者であること。
- (6) 介護員養成研修事業に係る経理がその他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (7) 毎年度1回以上の研修を実施する事業計画及び体制が整っていること。
- (8) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- イ 第12条若しくは第30条又は法の規定により指定若しくは許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- ウ 法令に違反し、その違反した日から2年を経過しない者
- エ その業務（商事又は民事上の行為を含む。）に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ その役員又は申請者の使用人（本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者であるものに限る。）のうちに次のいずれかに該当する者のある者
- (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (イ) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、若しくは法令に基づく处分に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 第12条若しくは第30条又は法の規定により指定又は許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第

88号) 第15条の規定による通知があった日(通知がなかった場合には、その取消しの日)前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 当該申請者が第8条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をした者

キ 当該申請者又はその役員若しくは従業員が第8条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

ク 当該申請者又はその役員若しくは従業員が、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等である者

(変更の届出)

第10条 事業者は、第4条の規定により提出した同条第1項の申請書の記載事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、様式第2号の規定による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、第4条第2項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

3 事業者は、既にこの要綱に規定する介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の事業者として指定されている場合には、事業者指定の手続き時に提出した第4条第2項各号に掲げる書類に関する変更の届出を行うことで、もう一方の研修の事業者として指定を受けることができる。

(事業者に対する指示等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、事業者若しくはその役員若しくはその従業者であった者(以下この項において「役員であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を指示し、事業者若しくはその役員若しくはその従業者若しくは役員であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは事業者の事業所その他の關係場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは関係地方公共団体に対し照会し、又はその他の關係者に対し、事業者若しくは研修事業に関する報告を求めることができる。

(指定の取消し等)

第12条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

- (1) 法令若しくはこの要綱若しくは法令若しくはこの要綱に基づく指示に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) 第9条第1号から第7号までに規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第9条第8号アからオまで又はクのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されずにこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 事業者又はその役員若しくは従業員が前条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 事業者が、不正の手段により政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定を受けたとき。

(事業の停止等の指示)

第13条 知事は、事業者が前条各号のいずれかに該当するおそれがある場合において、研修事業の適正な実施を確保するために必要があると認められるときは、期間を定めて、当該研修事業の全部若しくは一部の停止、内容の変更その他その適正な実施を確保するため必要な措置を講すべきことを指示するものとする。

(事業の委託の禁止)

第14条 事業者は、研修事業の全部又は一部を他人に委託してはならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、その一部に限り他人に委託することができる。

- (1) 研修事業の一部を第9条各号のいずれにも該当する者（以下「受託者」という。）に委託すること。
- (2) 受託者がその委託を受けた研修事業の全部又は一部を他人に委託しないこと。

(名義貸しの禁止)

第15条 事業者は、自己の名義をもって、他人に研修事業を行わせてはならない。

第3章 介護員養成研修

(研修の指定)

第16条 政令第3条第1項第1号ロの研修の指定は、その指定を受けようとする事業者の申請により、当該研修を受講する者の募集の開始から当該研修を修了した旨の証明書を交付するまでの一連の行程を単位とする研修の課程ごとに行うものとする。

第17条 政令第3条第1項第1号ロの研修の指定を受けようとする者は、様式第3号（同号の事業者の指定を同時に受けようとする者にあっては、様式第1号）による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法令及びこの要綱の規定による指定等の申請又は届出の際知事に提出された書類については、その内容に変更がなく、かつ、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1) 第9条第3号に規定する市町村又は他の事業者の誓約書（様式第3号－2）
- (2) 第29条第3項に規定する修了証明書等の様式
- (3) 学則（様式第3号－3）
- (4) 介護員養成研修重要事項説明書（様式第3号－4）
- (5) 研修日程及びカリキュラム表（様式第3号－5）
- (6) 講師一覧表（様式第3号－6）
- (7) 講師経歴書（様式第3号－7－1）
- (8) 講師誓約書（様式第3号－7－2）
- (9) 担当科目証明書（様式第3号－8）
- (10) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図
- (11) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を証する書類
- (12) 実習施設利用計画書（様式第3号－9）（講義を実習の方法によって行う研修に限る。）
- (13) 実習施設の承諾書（様式第3号－10）（講義を実習の方法によって行う研修に限る。）
- (14) 添削指導実施要領（講義を通信の方法によって行う研修に限る。）
- (15) 通信添削課題（問題集、解答用紙及び模範解答とし、講義を通信の方法によって行う研修に限る。）

3 前項本文の規定にかかわらず、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体又は国の出資若しくは拠出に係る法人にあっては、同項第1号に定める書類の添付を要しない。

4 第5条及び第6条の規定は、前3項の規定による申請について準用する。

(研修の受講の募集)

第18条 事業者は、政令第3条第1項第1号ロの研修の指定を受けた後でなければ、当該研修の課程を受講しようとする者を募集し、及び申込み（申込みの予約を含む。）を受けてはならない。

(準用)

第19条 第8条の規定は、政令第3条第1項第1号ロの研修の指定について準用する。

(研修の課程及び方法)

第20条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とし、そのカリキュラムは、別表1のとおりとする。

- 2 研修は、講義（通信の方法によるものを含む。）及び演習により行うものとし、必要に応じ実習及びオリエンテーションにより行うことができる。なお、生活援助従事者研修にあっては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施するものとする。
- 3 前項のオリエンテーションに係る時間は、研修時間数には含まない。

(研修の修業年限)

第21条 研修の修了年限は、介護職員初任者研修課程にあっては8月以内、生活援助従事者研修課程にあっては4月以内とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修を実施する意思がある旨の表明があった場合であって知事が特に適当と認めるものに限る。）が行う研修については、修了年限を1年以内とする。

(指定の審査基準)

第22条 政令第3条第1項第1号ロの研修（講義を通信の方法によって行うものを除く。）の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 研修の内容が別表1及び規則第22条の27に規定する基準に適合するものであること。
- (2) 研修に従事する講師について、別表1の資格要件を満たす者が必要数確保されていること。
- (3) 講師が前号の資格要件に該当することを確認し、出講について承諾が得られていること。

- (4) 現に行われた研修が法令又はこの要綱に違反する研修その他不適正なものであった場合には、事業者と連帶して責任を負うことについて同意する実習施設が確保されていること。（講義を実習の方法によって行う研修に限る。）
- (5) 研修の実施場所が府内の区域において、社会通念に照らして研修の適正な実施を確保するために適当な施設、建物内に確保されていること。
- (6) 研修を実施するための定員に見合った規模の会場及び必要物品が確保されていること。
- (7) 演習については、受講生25名につき1名以上の講師が担当し、すべての講師が講師要件を満たしていること。
- (8) 演習用のベッドは受講生10名に対し1台以上を確保されていること。
- (9) 第26条第2項に定める補講を除き、受講する課程コース以外を受講できない旨が学則に明記されていること。
- (10) 研修の開始日以降の日を始期として受講することは認められない旨が学則に明記されていること。
- (11) 別表1の（I）「各科目の到達目標、評価、内容」を実施の際、「ねらい、指導の視点、内容」に沿って講義及び演習を適切に組み合わせて実施されると認められること。
- (12) 次のいずれにも該当しないこと。
ア 当該研修を行う事業者が第12条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められること。
イ 第17条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる書類に記載されている事項に虚偽の内容が含まれていること。

- 第23条 政令第3条第1項第1号ロの研修（講義の一部を通信の方法によって行うものに限る。）の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。
- (1) 前条各号のいずれにも該当すること。
- (2) 課題の作成、質問への応対、添削担当者は別表1に定める講師資格を有する者が行い、学習内容が適正かつ効果的に理解できる内容であること。
- (3) 課題の配付から回収までの期間は、受講生の習熟度を勘案し適切な期間が設けられていること。
- (4) 課題の内容については選択式、記述式を設け、定期的に内容の見直しを行うこととされていること。
- (5) 別表1の（I）「各科目の到達目標、評価、内容」の科目毎にレポートの提出を行わせること。
- (6) 通信学習時間の上限は、別表2「通信学習の場合の通信時間数」のとおりとすること。

第24条 研修に従事する講師については、当該指定に係る研修計画においてその行うべき講義又は演習を特定した複数の者を候補として指定を受け、その者のうちから実際に講義又は演習を行う講師を、当該指定に係る講義又は演習を行う日の1週間前までに届け出ることができる。

2 前項の規定により候補として指定を受けた講師については、同項の期間内に同項の規定による届出があったときに限り、当該指定に係る研修計画に適合した研修が行われたものとみなす。

(研修科目の免除)

第25条 事業者は、研修科目の全部又は一部を免除してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程に応じ、当該各号に定める者については、その申請により当該者について別表3に規定する研修科目に限り免除することができる。この場合においては、あらかじめ、免除する者の範囲を学則に規定し、研修を受講する者に明示しなければならない。

(1) 介護職員初任者研修課程

ア 生活援助従事者研修課程を修了した者

イ 入門的研修（介護に関する入門的研修の実施について（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。

ウ 認知症介護基礎研修（認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了した者

(2) 生活援助従事者研修課程を修了した者

ア 入門的研修を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。

イ 訪問介護に関する3級課程（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了した者

3 事業者は、前項の申請があったときは、前項各号に定める者についての資格証明する書面等により確認し、免除するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、その決定の内容及び理由を同項の申請をした者に通知するものとする。

(研修の修了の認定)

- 第26条 研修を修了した旨の認定は、別表1に定める全ての課程を受講した者であって、介護技術の習得が認定され、かつ、介護職員初任者研修課程にあっては1時間以上、生活援助従事者研修にあっては0.5時間以上の筆記試験を受験し、研修内容についての理解と習熟が学則に定める基準に適合しているものと認められるものに限り、行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により欠席した者が当該指定に係る研修の期間内に行われる補講（次の各号のいずれかに該当する方法によるものに限る。）を受講したときは、別表1に定める課程を受講したものとみなすことができる。
- （1）当該研修科目と同一の講師が担当する研修を別途に実施し、受講させること。
- （2）当該研修期間内で実施されている他のコースにおける当該研修科目と同一の科目を受講させること。
- （3）当該研修のうち講義にかかる内容については、そのすべてを撮影、録取した映像を事業者の管理下で視聴させ、出席していた場合と同等の内容を学習させた上で、レポートを提出させることにより、受講者の理解度を確認すること。
- 3 前項の規定による補講は、研修の課程の教科の1割を超えない範囲内とする。

(研修に関する遵守事項)

- 第27条 事業者、第14条ただし書の規定による研修の実施の一部の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは従業者（以下この条において「事業者等」という。）は、正当な理由なく、研修の業務に関しその業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であった者についても、同様とする。
- 2 事業者等は、その行う研修の受講者に対し、当該研修の受講に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない旨を指導しなければならない。
- 3 事業者は、その行う研修を公開するとともに、見学等を実施するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、学則を定め、これを公開し、かつ、受講に関する契約に際して、当該契約の相手方に対し、第17条第2項第4号に掲げる介護員養成研修重要事項説明書を交付して、その内容についてあらかじめ十分に説明しなければならない。
- 5 事業者は、苦情に対応するための相談窓口を設置するとともに、苦情があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。
- 6 事業者は、研修の実施状況、関係者との間の債務の履行状況等について、関係資料を調製しておかなければならぬ。
- 7 事業者は、講義を実習の方法によって行う場合は、実習を行う前に説明会を実施し、実習時の態度、服装、高齢者への接し方、心構えその他の必要な事項について十分に指導を

行わなければならない。

- 8 事業者は、訪問介護サービスを利用する者の人権を尊重し、福祉理念と信頼関係に基づいたサービスを提供することができる介護員の養成に努めなければならない。
- 9 事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書等（健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、在留カード等又は国家資格等を有する者にあっては、免許証若しくは登録証等）により確認しなければならない。
- 10 前項の規定は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書の提示等により確認する趣旨であるため、研修受講者等に過度の負担をかけないよう留意するとともに、必要な限度を超えて個人情報の収集を行わないよう努めなければならない。

(変更の届出)

第28条 事業者は、第17条の規定により提出した同条第1項の申請書の記載事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容を変更するときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をしようとする者は、当該変更に係る研修の実施の日の10日前までに、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、天災等やむを得ない事情による場合は、すみやかに提出するものとする。
- 3 前項の届出書には、第17条第2項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
- 4 知事は、届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(実績報告書の提出及び修了証明書等の交付)

第29条 事業者は、当該指定に係る研修のすべての課程を終了したときは、その終了した月の翌月末までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出のあった実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、様式第6号による実績報告書受理通知書を事業者に交付するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに様式第7号に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（以下「修了証明書等」という。）に知事が当該研修を修了した者ごとに定める番号を付記して、これを当該研修を修了した者に交付しなければならない。ただし、複数の都道府県にわたって一体的に当該研修事業を実施する事業者であって、修了証明書等の管理が一元的にかつ適正に行われているものとして知事の承認を得たものについては、当該番号を付記することを要しない。

4 事業者は、前項の規定により交付した修了証明書等の写し及び当該修了証明書等の交付を受けた者がその受けた旨を記載した様式第8号による介護員養成研修修了者名簿を、第2項に規定する実績報告書受理通知の交付の日から2月以内に知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第30条 知事は、研修が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、その研修の指定を取り消し、又はその実施の禁止を指示することができる。

- (1) 第22条若しくは第23条又は規則第22条の27に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 事業者が第11条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 事業者又はその役員若しくは従業員が第11条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (4) 事業者が、不正の手段により政令第3条第1項第2号の研修の指定を受けたとき。

第4章 雜則

(書類等の保存)

第31条 事業者は、研修事業の業務に関し作成した書類等を当該研修の修了した日から起算して10年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第3項に規定する修了証明書に関する書類等は、永年保存しなければならない。

(会計の区分)

第32条 事業者は、当該研修事業とその他の事業の経理を区分するとともに、会計帳簿や決算書類等事業収支を明らかにする書類を整備しておかなければならない。

(情報の公開)

第33条 事業者は、第4条及び第17条に規定する申請書及び書類（住民票の写し、登記事項証明書及び印鑑証明書を除く。）の謄本又はこれらに記載されている事項を記録した書類をその事務所に備え置き、当該事業者の行う研修を受講しようとする者、受講してい

る者又は受講した者その他の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

2 知事は、事業者に関する情報並びに前項に規定する書類又はその謄本を公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項に規定するもののほか、知事は、事業者に対する処分及び指示の内容を公表するものとする。

(情報の開示)

第34条 事業者は、別表4に掲げる項目を自らホームページ等において開示するよう努めるものとする。

(実地調査)

第35条 知事は、事業者が行う研修事業の実施の状況を把握するため、当該職員に実地調査を行わせることができる。

2 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ調査の日時を事業者に通知しなければならない。

(修了証明書等の書換交付等)

第36条 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の記載事項に変更を生じたことによる書換の申出があったときは、修了証明書の書換交付をすることができる。

2 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から紛失又は毀損による再交付の申出があったときは、速やかに修了証明書の再交付をしなければならない。

(みなし規定)

第37条 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

(1) 改正前の規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者

(2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者

(3) 実務者研修修了者（社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条に規定する「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」をいう。以下同じ。）

2 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者とみなす。

- (1) 改正前の規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 実務者研修修了者
- (4) 介護職員初任者研修課程を修了した者

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(事業者の指定に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に政令第3条第1項第2号の事業者の指定を受けている者については、附則様式による承諾書を平成14年10月31日までに、第4条第2項第5号から第11号までに規定する書類を平成14年11月30日までに、それぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する者については、第9条第1号及び第2号の規定は、当分の間、適用しない。

(研修の指定に関する経過措置)

第3条 この要綱の施行前に政令第3条第1項第2号の指定を受けた研修（附則第4条の規定による廃止前の京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱（平成12年10月6日策定）第4条又は第5条の規定により届出又は承認が必要な場合において、適法に当該届出又は承認がされているものに限る。）であって、この要綱の施行の際現に行われ、又はこの要綱の施行の日以後に行われるものについては、第17条第2項各号に掲げる書類を平成14年11月30日又は当該研修を受講する者の募集の日から30日前のいづれか遅い日までに知事に提出しなければならない。

2 第17条第3項の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

3 第1項に規定する研修については、その内容に変更がない場合に限り、第17条から第26条までの規定は、平成15年3月31日までの間は、適用しない。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に規定するもののほか、この要綱の施行に伴い必要な経過措置は、知事が別に定める。

(京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱等の廃止)

第5条 京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱及び京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する取扱要領（平成12年10月6日策定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(研修の修業年限に関する経過措置)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修の実施についての意思を表示していたものであって、知事が特に適当と認めるものに限る。）については、当分の間、第21条第1項第2号中「1年とあるのは「1年6月」と、同項第3号中「8月」とあるのは「1年」とし、同条第2項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の京都府介護員養成研修に関する要綱に基づき事業者の指定を受けている者は、この要綱による改正後の承諾書（様式第1号－2）を、施行日以降研修の指定を受けようとする前までに、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、介護職員初任者研修については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、指定の申請をすることができる。この場合において、知事は、施行日前においても研修を指定することができることとし、当該指定に係る研修は施行日以降に開催することができるものとする。

(改正前に指定された研修に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の京都府介護員養成研修に関する要綱に基づき政令第3条第1項第2号の指定を受けた研修については、改正前の要綱の規定を適用する。

(研修の修業年限に関する経過措置)

- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修の実施についての意思を表示していたものであって、知事が特に適当と認めるものに限る。）が行う研修については、当分の間、第21条中「8月」とあるのは、「1年」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。